

ID: 288

担当部署: 経済部 農務課 農政係

処分の概要	相続に対する措置		
例規名 根拠条項	名寄市新規就農者等に関する条例 第8条		
例規番号	平成18年条例第157号		
<p>【根拠条文】 (相続に対する措置) 第8条 市長は、申請者に相続があったときは、申請者の事業が承継される場合に限り、後継者に対し残期間の補助金等を交付することができる。</p> <p>2 前項の規定により補助金等を受けようとする者は、承継があった日から30日以内に、市長に補助金の交付等について申請することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	平成30年6月15日